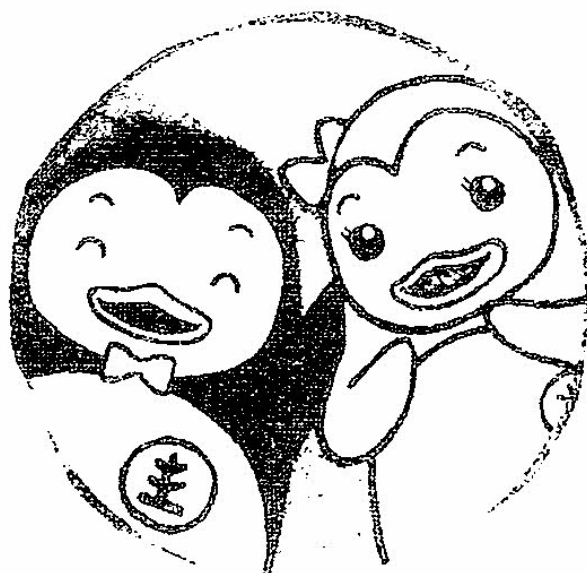


第73回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会
令和5年度 総会 資料



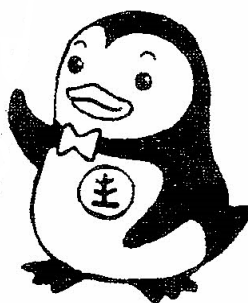
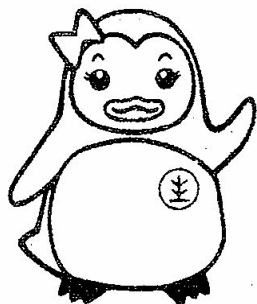
令和5年6月22日(木)午後6時～
高知市保健福祉センター3階
高知市塩田町 18-10 電話 088-823-9111

総会次第

1. 開会 司会・理事 矢間 慎一
2. 委員長挨拶 令和4年度委員長代行 松田 誠祐
3. 来賓者の紹介 矢間 慎一
4. 高知保護観察所所長挨拶 所長代理・統括保護観察官 片岡 正史
“社会を明るくする運動”とは 2 p.
5. 承認事項 矢間 慎一
役員の改選(3ページ:お名前を読み上げる)
6. 審議事項
議長は、会則第 10 条により委員長が指名します。

1号議案 令和 4 年度事業報告 4p 松田 誠祐
2号議案 令和 4 年度収支決算及び監査報告の件 5p 令和4年度副委員長 橋田 時美
監事 野村めぐみ

3号議案 令和 5 年度事業計画(案) 6p 松田誠祐
4号議案 令和 5 年度予算(案)の件 7p 松田誠祐
7. その他 矢間 慎一
8. 閉会 竹埜 誠一



“社会を明るくする運動”とは

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

高知県実施要綱(案)

高知県推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする運動です。

2 この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

明るい社会を築こうと、法務省が主唱し、県・市等行政機関の呼びかけで、この趣旨に賛同した機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会を立ち上げました。

社会を明るくする運動江ノ口推進委員会を構成する機関・団体

社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年育成協議会・地域安全推進協議会・交通安全会議・交通安全協会・保護司会・更生保護女性会・公民館・町内会連合会・人権啓発推進委員会・暴力追放推進協議会など、管内の学校・幼稚園・保育所・警察・保護観察所・少年鑑別所・補導センター等官公庁で“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会を構成し、この運動の実施と推進を図っています。

また、管内の町内会・商店街・量販店・病院・旅館・ホテル・銀行・郵便局・保険会社・公益社団法人高知法人会などに協賛を呼び掛けています。

承認事項(役員改選)

“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会役員(令和5~6年度)

役 職	所属団体・役職	氏 名
委員長	江陽校区青少年育成協議会・会長	竹 埜 誠一
副委員長	江ノ口社会福祉協議会・会長	賀 田 義幸
副委員長	江ノ口東社会福祉協議会・会長	島 元 健三
副委員長	保護司会江ノ口分区・分区長	西 川 正志
副委員長	江ノ口東民生委員児童委員協議会・会長	中 山 就介
副委員長	江ノ口西民生委員児童委員協議会・会長	齋 木 美穂
副委員長	江ノ口東民生委員児童委員協議会・副会長	寺 田 博一
事務局	江ノ口東社会福祉協議会・会計	岩 崎 真由美
事務局	江ノ口分区更生保護女性会・理事	中 西 克子
会計	保護司会江ノ口分区	伊 藤 京子
監事	江ノ口東民生委員児童委員協議会・主任児童委員	岩 崎 勇人
監事	江ノ口社会福祉協議会・監事	野 村 ひとみ
理事	江ノ口分区更生保護女性会・代表理事	山 本 征世
理事	高知県交通安全協会高知支部江ノ口分会・分区長	下 田 勇
理事	江ノ口東社会福祉協議会・副会長	岡 林 速
理事	一ツ橋校区交通安全会議・会長	藤 本 忠嗣
理事	江ノ口校区交通安全会議・会長	岡 部 千代子
理事	江陽校区交通安全会議・会長	野 瀬 總一
理事	一ツ橋校区青少年育成協議会・会長	大 谷 清
理事	江ノ口校区青少年育成協議会・会長	森 田 英稔
理事	江陽校区青少年育成協議会・代表推進指導員	竹 下 隆志
理事	城東中学校・校長	三 谷 香
理事	愛宕中学校・校長	溝 渕 隆彦
理事	江ノ口暴力追放推進協議会・会長	岡 村 康良
理事	江ノ口地区公民館・館長	松 田 誠祐
理事	江ノ口地区公民館・運営委員長	前 田 淳二郎
理事	一ツ橋地区町内会連合会・会長	島 田 和宏
理事	江陽地区町内会連合会・会長	森 川 直只
理事	江ノ口地区人権啓発推進委員会・会長	矢 間 慎一
理事	江ノ口東民生委員児童委員協議会	山 本 哲也
理事	江ノ口地区町内会連合会・副会長	山 崎 一則

第1号議案

令和4年度事業報告

4月30日(土) 令和3年度監査

5月17日(水) 打ち合わせ(松田・橋田)

5月27日(金) 役員会

6月21日(火) 啓発標語パネル70枚の掲示(6月21日)

保護司・更生保護女性会員・民生委員児童委員協議会員宅の塀などに掲示

6月23日(木) 第72回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会総会
(18:00～高知市保健福祉センター)

6月25日(土) ・強調月間中横断幕・のぼり旗を掲揚

・横断幕:高知署・高知県交通安全こどもセンター・江ノ口東公園

・高知大学附属小・一ツ橋小・愛宕中・城東中 7箇所に設置

・のぼり旗:江ノ口小・江陽小・太平洋学園 3箇所に設置

“社会を明るくする運動”協調月間(7/1～7/31)

“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会のテーマ

「挨拶ができる明るい街」

この運動の目標を地域住民に浸透伝達のため強調月間の7月に下記の行事を実施し、機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

1. 地域の安全活動(実施)

高知中央地区地域安全会員の車「自主防犯パトロール許可車」(青色回転灯車証明書付)による巡回

2. “社会を明るくする運動”ポスターの掲示(管内の協賛団体)

3. 小学校の夏祭り

一ツ橋まつり実行委員会 :7月23日(土)16時～

江ノ口まつり実行委員会 :中止

フェスティバルこよう実行委員会 :中止

4. その他の活動

第72回“社会を明るくする運動”高知市推進委員会(中止)

第72回“社会を明るくする運動”高知県総決起大会(7月1日実施、4名参加)

高知保護区中学生弁論大会 高知保健福祉センター(中止)

令和5年2月25日(土) 打ち合わせ(松田、橋田、中西、濱川、岩崎)

第2号議案

令和4年度収支決算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部 (単位:円)

項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	差額	摘要
1. 協力費	180,000	180,000	0	
江ノ口社協	70,000	70,000	0	⑭
江ノ口東社協	50,000	50,000	0	⑬
保護司江ノ口分区	20,000	20,000	0	⑮
江ノ口更生保護 女性会	10,000	10,000	0	⑯
江ノ口地区公民館	10,000	10,000	0	⑰
龍馬学園	10,000	10,000	0	⑱
高知法人会	10,000	10,000	0	⑲
情報交換会会費	0	0	0	
2. 預金利息	2	2	0	⑳㉑
3. 前期繰越	343,879	343,879	0	
合計	523,881	523,881	0	

支出の部 (単位:円)

項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	差額	摘要
1. 会議費	8,000	3,541	4,459	お茶等 ①
2. 事務費	30,000	3,352	26,648	インク等 ②+⑩+⑫
3. 通信費	0	18,648	-18,648	はがき等 ⑨+⑪
4. 事業費	267,600	118,920	148,680	
①パネル	49,000	49,000	0	700円×70枚 ⑦
②広報活動	90,000	21,320	68,680	一ツ橋・江陽小 ⑧+⑮+⑯
③活動集合	80,000	0	80,000	
④製作費	48,600	48,600	0	のぼり旗・ポール ①
5. 予備費	218,281	0	218,281	
合計	523,881	144,461	379,420	


収入合計	523,881
支出合計	144,461
差引残高	379,420


	次年度繰越金	379,420
R5/03/31	預金通帳残高	379,420
R5/03/31	現金	0

監査報告

本決算書に基づき関係書類・帳簿・その他につき監査の結果、正確なることを認めます。

令和5年 4 月 14 日

監事 山崎 一則 

監事 野村 ひとみ 

第3号議案

令和5年度事業計画(案)

- 4月 6日(木) 打ち合わせ(松田、橋田)
4月14日(土) 令和4年度監査
4月24日(月) 打ち合わせ(松田・橋田)
5月19日(金) 役員会
6月13日(火) 打ち合わせ(松田・橋田・中西)
6月14日(水) 総会資料の作成(松田・橋田・中西)
6月22日(木) 第73回“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会総会(18:00～)
(高知市保健福祉センター)
- 6月 啓発標語パネル70枚の掲示
保護司・更生保護女性会員・民生委員児童委員協議会員宅の塀などに掲示
- 6月25日 強調月間中横断幕・のぼり旗を掲揚
横断幕:高知署・高知県交通安全こどもセンター・江ノ口東公園
高知大学付属小・一ツ橋小・愛宕中・城東中 7箇所に設置
のぼり旗:江ノ口小・江陽小・太平洋学園 3箇所に設置

“社会を明るくする運動”協調月間(7/1～7/31)

“社会を明るくする運動”江ノ口推進委員会のテーマ

「挨拶ができる明るい街」

この運動の目標を地域住民に浸透伝達のため強調月間の7月に下記の行事を実施し、機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

1. 地域の安全活動(実施予定)

高知中央地区地域安全会員の車「自主防犯パトロール許可車」(青色回転灯車証明書付)による巡回

2. “社会を明るくする運動”ポスターの掲示(管内の協賛団体)

3. 小学校の夏祭り

7月16日 フェスティバルこうよう実行委員会

7月22日 一ツ橋まつり実行委員会

江ノ口まつり実行委員会(中止)

4. その他の活動

第73回“社会を明るくする運動”高知市推進委員会(実施予定)

7月7日 第73回“社会を明るくする運動”高知県総決起大会

高知保護区中学生弁論大会 高知保健福祉センター(実施予定)

第4号議案

令和5年度収支予算書(案)
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入 559,422円
支出 559,422円

収入の部

(単位:円)

項目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	差 額	摘 要
1.協力費	180,000	180,000	0	
江ノ口社協	70,000	70,000	0	
江ノ口東社協	50,000	50,000	0	
保護司会 江ノ口分区	20,000	20,000	0	
江ノ口地区 公民館	10,000	10,000	0	
江ノ口更生保護 女性会	10,000	10,000	0	
(公・社) 高知法人会	10,000	10,000	0	
龍馬学園	10,000	10,000	0	
情報交換会	0	0	0	
2.預金利息	2	2	0	
3.前期繰越	379,420	343,879	35,541	
合 計	559,422	523,881	35,541	

支出の部

(単位:円)

項目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	差 額	摘 要
1.会議費	8,000	8,000	0	役員会等
2.事務費	10,000	30,000	▲ 20,000	事務用品等
3.通信費	20,000	0	20,000	はがき等
4.事業費	247,000	267,600	▲ 20,600	
①パネル	77,000	49,000	28,000	パネル代 (1100円×70枚)
②広報活動	90,000	90,000	0	3小学校協賛金 10,000円×3 その他の活動
③活動集会	80,000	80,000	0	配布用品
④製作費	0	48,600	▲ 48,600	のぼり旗等
4.予備費	274,422	218,281	56,141	
合 計	559,422	523,881	35,541	

社会を明るくする運動江ノ口推進委員会会則

(名 称)

第一条 この会の名称は、社会を明るくする運動江ノ口推進委員会という。

(目 的)

第二条 この会は、法務省主唱「社会を明るくする運動」の推進を図るため全ての市民が犯罪の予防と罪を犯した人たちの更生について理解を深めそれぞれの立場に於いて力を合わせ、犯罪のない明るい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 毎年7月1日を「更生保護の日」とし、社会を明るくする運動月間にふさわしい事業を行う。
- (2) 更生保護、青少年非行防止健全育成に関する市民意識の向上を図る。
- (3) 地域の組織活動に対する支援。
- (4) その他、目的達成に必要な事業。

(組 織)

第四条 この会は、保護司会・更生保護女性会・BBS会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年育成協議会及び、其の他各種団体をもって組織する。

(役 員)

第五条 この会に次の役員を置く。

- (1) 役員は会員の中から役員会において選任し、総会において承認する。

委員長	1名
副委員長	若干名
理事	若干名
会計	1名
監事	2名
事務局	若干名

(任 期)

第六条 役員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第七条 委員長は会務を総括し、この会を代表する。

- (1) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
- (2) 理事は、この会の運営に参加し、事業推進にあたる。
- (3) 会計は、委員長の命を受け会計を処理する。
- (4) 監事は、この会の会計を監査する。

(顧 問)

第八条 この会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の承認を得て委員長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会議に出て意見を述べる事ができる。

(会 議)

第九条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(1)総会は年一回行う。臨時総会は必要に応じ委員長が招集する。

(2)総会の協議事項は次の通りとする。

1.会則の制定、改廃に関する事。

2.事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事。

(3)役員会は、委員長が招集し、協議事項は、次の通りとする。

1.総会への提出議案に関する事。

2.事業報告に関する事。

3.その他必要と認める事項。

(会議の運営)

第十条 各会議は、委員長が招集し、会議の議長には、委員長又は委員長が指名する者が当たる。

(事務局)

第十一条 この会の事務局は委員長宅に置く。

(経費)

第十二条 この会の運営に必要な経費は、補助金及び第二条に賛同する団体、個人からの寄付金及び、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第十三条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第十四条 この会則に定めるものの他必要な事項については、役員会に於いて協議して定める。

(付則) この会則は、昭和62年6月25日から施行する。

平成12年6月23日一部改正

平成14年6月26日一部改正

平成21年6月19日一部改正

平成26年6月13日一部改正

令和4年6月23日 一部改正